

新 旧 対 照 表

現 行	改正後
<p>横浜市支給認定及び利用調整に関する基準</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 26 年 10 月 14 日 企第 583 号 局長決裁 最近改正 平成 30 年 9 月 26 日 保運第 1464 号 局長決裁</p> <p>(保育の必要性の認定基準)</p> <p>1 子ども・子育て支援法施行規則第 1 条第 1 項各号に規定する事由については、別表 1 に定める基準によってその事由の有無の判断を行う。</p> <p>(利用調整の順位)</p> <p>2 別表 1 に規定する認定基準を満たし保育の提供が必要であると認定されたにもかかわらず、その利用を希望する保育所等について、利用の申込みに係る子どもの数及び当該保育所等を現に利用している子どもの総数が当該保育所等の利用定員の総数を超える場合は、当該利用の申込みに係る子どもについて、<u>横浜市支給認定及び利用調整事務取扱要領第 12 に基づき</u>、以下に規定するランクによりその利用を調整する。</p> <p>(1) 別表 2 に基づき、ランクを区分する。</p> <p>(2) 別表 2-2 に基づき、(1) で区分したランクの再調整を行う。</p> <p>(同一ランクの順位)</p> <p>3 上記 2 に規定する利用調整の際に同ランクの利用希望者が複数名いるときは、別表 3 に基づき利用調整指数を付与することにより、利用調整順位を判断する。</p> <p>(委任)</p>	<p>横浜市<u>給付</u>認定及び利用調整に関する基準</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 26 年 10 月 14 日 企第 583 号 局長決裁 最近改正 <u>令和 年 月 日 保運第 号 局長決裁</u></p> <p>(保育の必要性の認定基準)</p> <p>1 子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の 5 第 1 項各号に規定する事由については、別表 1 に定める基準によってその事由の有無の判断を行う。</p> <p>(利用調整の順位)</p> <p>2 別表 1 に規定する認定基準を満たし保育の提供が必要であると認定されたにもかかわらず、その利用を希望する保育所等について、利用の申込みに係る子どもの数及び当該保育所等を現に利用している子どもの総数が当該保育所等の利用定員の総数を超える場合は、当該利用の申込みに係る子どもについて、<u>(削除)</u>以下に規定するランクによりその利用を調整する。</p> <p>(1) 別表 2 に基づき、ランクを区分する。</p> <p>(2) 別表 2-2 に基づき、(1) で区分したランクの再調整を行う。</p> <p>(同一ランクの順位)</p> <p>3 上記 2 に規定する利用調整の際に同ランクの利用希望者が複数名いるときは、別表 3 に基づき利用調整指数を付与することにより、利用調整順位を判断する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(保育所等の利用が保留となった場合に育児休業の延長を許容できる場合の利用調整の順位)</u></p> <p>4 <u>上記 2 及び 3 の規定にかかわらず、横浜市支給認定及び利用調整等実施要綱第 4 条第 1 項に規定する利用申請書 (以下、「利用申請」という。)</u>において「<u>保育所等の利用が保留となった場合に育児休業の延長を許容できる</u>」を選択した場合は、<u>ランクを I ランク、調整指数を -10 及び類型間の優先順位を⑩求職中として利用の調整を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>また、利用申請において「保育所等の利用が保留となった場合に育児休業の延長を許容できる」を選択した者が複数名いるときは、別表 3 の<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整> 2 及び 3 に基づき利用調整順位を判断する。</u></p> <p>(委任)</p>

現 行			改正後		
<p><u>4</u> 福祉保健センター長は、横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の施行に関し、必要に応じて実施細目を定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成26年10月14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成28年10月14日より施行し、平成29年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成29年9月25日より施行し、平成30年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成30年9月26日より施行し、平成31年4月利用調整から適用する。</p>			<p><u>5</u> 福祉保健センター長は、横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の施行に関し、必要に応じて実施細目を定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成26年10月14日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成28年10月14日より施行し、平成29年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成29年9月25日より施行し、平成30年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成30年9月26日より施行し、平成31年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この基準は、令和元年 月 日より施行し、令和2年4月利用調整から適用する。</u></p>		
別表1「保育の必要性の認定基準」			別表1「保育の必要性の認定基準」		
保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分	保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分
1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	(1) 保護者が居宅外で原則として <u>1日4時間以上、月16日以上</u> 労働することを常態としているものであって、次のものを含む。 ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (利用開始後、1か月以内に就労するもの。) (2) 保護者が居宅内で原則として1日4時間以上、月16日以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)	ア <u>週30時間(月120時間)</u> 以上就労する場合は保育標準時間の区分とする。 イ <u>月64時間(1日4時間かつ月16日)</u> 以上就労する場合は保育短時間の区分とする。 ただし、アに該当する場合は除く。	1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	(1) 保護者が居宅外で原則として <u>月64時間以上</u> 労働することを常態としているものであって、次のものを含む。 ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (利用開始後、1か月以内に就労するもの。) (2) 保護者が居宅内で原則として <u>月64時間以上</u> 事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)	ア <u>月120時間以上</u> 就労する場合は保育標準時間の区分とする。 イ <u>月64時間以上</u> 就労する場合は保育短時間の区分とする。 ただし、アに該当する場合は除く。

現 行			改正後		
2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	(1) 保護者が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。 <u>(追加)</u> (2) 出産は妊娠85日以上の分娩とし、死産及び流産を含むものとする。	保育標準時間の区分とする。	2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	(1) 保護者が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。 <u>(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。)</u> (2) 出産は妊娠85日以上の分娩とし、死産及び流産を含むものとする。	保育標準時間の区分とする。
3 保護者が疾病にかけ、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として1か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、 <u>月16日以上かつ週16時間以上の安静が必要で</u> 、児童の保育に支障があると認められるもの。 (2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級に判定されたもの。 (4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育に支障があると判断されるもの。	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。	3 保護者が疾病にかけ、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として1か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、 <u>(削除)</u> 児童の保育に支障があると認められるもの。 (2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級に判定されたもの。 (4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育に支障があると判断されるもの。	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。
4 保護者が、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。	(1) 親族が治療等に原則として1か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。 (2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け1級から3級に判定されたもの。 (4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 親族が(2)～(4)の判定がないものであっても、障害の程	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。	4 保護者が、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。	(1) 親族が治療等に原則として1か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。 (2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け1級から3級に判定されたもの。 (4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 親族が(2)～(4)の判定がないものであっても、障害の程	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。

現 行			改正後		
	<p>度によって常時介護を要すると認められるもの。</p> <p>(6) 常時介護とは、病院等で原則として<u>月 16 日以上かつ週 16 時間以上</u>看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。</p> <p>なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として<u>月 16 日以上かつ週 16 時間以上</u>付添をしているものを含む。</p>			<p>度によって常時介護を要すると認められるもの。</p> <p>(6) 常時介護とは、病院等で原則として<u>月 64 時間以上</u>看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。</p> <p>なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として<u>月 64 時間以上</u>付添をしているものを含む。</p>	
5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。	保育標準時間の区分とする。	5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。	保育標準時間の区分とする。
6 保護者が、求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	(1) 保護者が求職活動（起業準備を含む。）をすることを常態としているもの。 ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。	保育短時間の区分とする。	6 保護者が、求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	(1) 保護者が求職活動（起業準備を含む。）をすることを常態としているもの。 ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。	保育短時間の区分とする。
7 保護者が、就学することを常態とすること。	(1) 保護者が原則として <u>1日4時間以上、月16日以上</u> 就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。 イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第	ア <u>週30時間（月120時間）以上</u> 就学する場合は保育標準時間の区分とする。 イ <u>月64時間（1日4時間かつ月16日）以上</u> 就学する場合は保育短時間の区分とする。 ただし、アに該当する場合は除く。	7 保護者が、就学することを常態とすること。	(1) 保護者が原則として <u>月64時間以上</u> 就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。 イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第	ア <u>月120時間以上</u> 就学する場合は保育標準時間の区分とする。 イ <u>月64時間以上</u> 就学する場合は保育短時間の区分とする。 ただし、アに該当する場合は除く。

現 行			改正後		
	27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。			27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。	
8 保護者が児童虐待を行っている又は配偶者からの暴力を受けていると認められること。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。 (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。（(1) に該当する場合を除く。）	保育標準時間の区分とする。	8 保護者が児童虐待を行っている又は配偶者からの暴力を受けていると認められること。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。 (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。（(1) に該当する場合を除く。）	保育標準時間の区分とする。
9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	(1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。（いわゆる年長組） <u>(2) 3 歳以上の児童について、当該地域に容易な受け入れ先がない場合に、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。</u> <u>(3) 3 歳未満の児童については、育児休業を取得する 4 か月前から利用している場合で、当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思料される状況であり、当該施設・事業を引き続き利</u>	保育短時間の区分とする。	9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	(1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。（いわゆる年長組） <u>(2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。</u> <u>(3) (削除)</u>	保育短時間の区分とする。

現 行			改正後		
	用することが適当と認められるもの。				
10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。	(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。 (2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したものの。 (3) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したものの。	福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。	10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。	(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。 (2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したものの。 (3) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したものの。	福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。

別表2「利用調整基準」

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 (1) 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上28時間未満の労働に内定している。	F
1 (2) 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	B
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	E
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	F

別表2「利用調整基準」

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 (1) 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月64時間の労働に従事又は内定している。	F
1 (2) 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	B
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	E
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	F

現 行			改正後		
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上28時間未満の労働に内定している。	G		就労時間月64時間の労働に従事又は内定している。	G
2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	G	2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。 (多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。)	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A	3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時 困難 な場合。	C		通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時 必要 な場合。	C
	通院加療を行い、 月16日以上かつ1週16時間以上の安静が必要で保育が困難 な場合。	E		通院加療を行い、 (削除) 保育が 必要 な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時 困難 な場合。	A	3 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時 必要 な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が 困難 な場合。	B		身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が 必要 な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が 困難 な場合。	E		身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が 必要 な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が 困難 な場合。	A	4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が 必要 な場合。	A
	重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が 困難 な場合。	B		重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が 必要 な場合。	B
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が 困難 な場合。	C		病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が 必要 な場合。	C
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、 月16日以上かつ1週16時間以上28時間未満 保育が 困難 な場合。	F		病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、 月64時間以上 保育が 必要 な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A	5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために 1日4時間以上かつ月16日以上 職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E	6 通学	就職に必要な技能習得のために 月64時間以上 職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H	7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A	8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士	世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月20日以上かつ1週35時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住は除く)。	A	9 保育士	世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月20日以上かつ1週35時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住は除く)。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。	I	10 市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1	11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1

現 行	改正後
<p>別表2-2「その他の世帯状況」</p> <p>1 ランクの引上げに用いる指標</p> <p>※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」、「9 保育士」、「10 市外在住」の場合は、適用しません。</p> <p>※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。</p> <p>(1) ひとり親世帯等</p> <p>(2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）</p> <p>(3) 生計中心者の失業</p> <p>(4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児</p> <p>(5) 育児休業のため横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請する場合</p> <p>(6) 育児休業のため、認可保育所又は認定こども園を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園に再度利用の申請をする場合（2つ引き上げ）</p> <p>(7) 既にきょうだいの施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合（きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。）</p> <p>(8) 認定こども園を利用している児童が1号から2号に認定区分を変更し、引き続き当該施設の利用を希望する場合</p> <p>(9) 保育士資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）</p>	<p>別表2-2「その他の世帯状況」</p> <p>1 ランクの引上げに用いる指標</p> <p>※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」、「9 保育士」、「10 市外在住」の場合は、適用しません。</p> <p>※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。</p> <p>(1) ひとり親世帯等</p> <p>(2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）</p> <p>(3) 生計中心者の失業</p> <p>(4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児</p> <p>(5) 育児休業のため横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請する場合</p> <p>(6) 育児休業のため、認可保育所又は認定こども園を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園に再度利用の申請をする場合（2つ引き上げ）</p> <p>(7) 既にきょうだいの施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合（きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。）</p> <p>(8) 認定こども園を利用している児童が1号から2号に認定区分を変更し、引き続き当該施設の利用を希望する場合</p> <p>(9) 保育士資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）</p>
<p>別表3「調整指数一覧表」</p> <p>(別紙)</p>	<p>別表3「調整指数一覧表」</p> <p>(別紙)</p>

別表3 「調整指数一覧表」

基準日は利用（希望）月（日）の申請締切日の前月の実績（就労状況・代替手段としての有償保育施設利用状況等）で決定します。
4月1日利用の場合は、9月末日を基準日とします。

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
	認可保育所又は認定こども園からの転園。(転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。)	-1	
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。(卒園時に育児休業を取得しており、育児休業明けで認可保育所の利用申請をする場合も含む)	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に適用します。
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を育児休業のために利用を止め、復職時に利用申請をする場合。	5	原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限り適用します。
	利用申請児童を〔横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等〕以外へ有償で預けている。(一時保育のみの利用や親族に有償で預けている場合は除く。)	3	・利用申請時点で保育を必要とする要件がある場合に限り適用します。
	利用申請児童を横浜保育室、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている。(一時保育のみの利用は除く。)	1	・原則、契約書等証明資料がある場合に限り適用します。
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1, 2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1, 2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	5	元のランクの類型が「障害」以外のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限り適用します。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3	
	保護者が身体障害者手帳1, 2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1, 2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	3	元のランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限り適用します。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2	
	同居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)	2	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限り適用します。
	別居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)	1	
	継続的な入院等、医療を必要としているきょうだい児の介護を行っている。(施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。)	3	元のランクの類型が「親族の介護」のときのみ加点します。
通信制大学、通信教育の学生である。	-1		
就労状況 (父母共に該当する場合であっても2倍しません)	認定こども園において、1号から2号に認定区分が切り替わった場合。	5	
	単身赴任。	2	
	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	
	<u>居宅外自営業であるが、職場が自宅と併設している世帯。</u>	<u>-1</u>	
	勤務実績が1か月未満である世帯。	-1	
元のランクの類型が「居宅内外就労内定」か「求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	就労しているが就労日数・時間が保育を必要とする要件に満たないために「内定」「求職中」となる場合に適用されます。	
ひとり親世帯等	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用します。
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7	
保育士	元のランクが「9 保育士」の場合。	-1	当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。
きょうだいの状況 (いずれかひとつ)	多胎子が同一の施設・事業の利用を申請する場合。	4	
	在園児以外の子の育児休業のため認可保育所又は認定こども園を退所し、復職時に再度利用する場合で、育児休業の対象となった児童の利用を申請する場合。	4	
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、同一の施設・事業の利用を申請する場合。(きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。)	4	
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、きょうだいが利用している施設・事業以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に利用申請をする場合。(多胎児の同時申請を除く。)	3	

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。

1	類型間の優先順位 (①~⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中
2	養育している小学生以下の子どもが多い世帯。
3	経済的状況(合計所得金額)が低い世帯。 ※低い世帯を優先。

別表3 「調整指数一覧表」

基準日は利用（希望）月（日）の申請締切日の前月の実績（就労状況・代替手段としての有償保育施設利用状況等）で決定します。
4月1日利用の場合は、9月末日を基準日とします。

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
	認可保育所又は認定こども園からの転園。(転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。)	-1	
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。(卒園時に育児休業を取得しており、育児休業明けで認可保育所の利用申請をする場合も含む)	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に適用します。
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を育児休業のために利用を止め、復職時に利用申請をする場合。	5	原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限り適用します。
	利用申請児童を〔横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等〕以外へ有償で預けている。(一時保育のみの利用や親族に有償で預けている場合は除く。)	3	・利用申請時点で保育を必要とする要件がある場合に限り適用します。
	利用申請児童を横浜保育室、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている。(一時保育のみの利用は除く。)	1	・原則、契約書等証明資料がある場合に限り適用します。
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1, 2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1, 2級のいずれかに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	5	元のランクの類型が「障害」以外のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限り適用します。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3	
	保護者が身体障害者手帳1, 2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1, 2級のいずれかに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	3	元のランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限り適用します。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2	
	同居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)	2	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限り適用します。
	別居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)	1	
	継続的な入院等、医療を必要としているきょうだいの介護を行っている。(施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。)	3	元のランクの類型が「親族の介護」のときのみ加点します。
通信制大学、通信教育の学生である。	-1		
就労状況 (父母共に該当する場合であっても2倍しません)	認定こども園において、1号から2号に認定区分が切り替わった場合。	5	
	単身赴任。	2	
	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	
	(削除)	(削除)	
	勤務実績が1か月未満である世帯。	-1	
元のランクが「1 (1) 居宅外労働(外勤・居宅外自営)のE又はF」か「1 (2) 居宅内労働(内勤・居宅内自営)のF又はG」か「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	(削除)	
ひとり親世帯等	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用します。
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7	
保育士	元のランクが「9 保育士」の場合。	-1	当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。
きょうだいの状況(いずれかひとつ)	多胎子が同一の施設・事業の利用を申請する場合。	4	
	在園児以外の子の育児休業のため認可保育所又は認定こども園を退所し、復職時に再度利用する場合で、育児休業の対象となった児童の利用を申請する場合。	4	
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、同一の施設・事業の利用を申請する場合。(きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。)	4	
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、きょうだいが利用している施設・事業以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に利用申請をする場合。(多胎児の同時申請を除く。)	3	

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。

1	類型間の優先順位 (①~⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中
2	養育している小学生以下の子どもが多い世帯。
3	経済的状況(合計所得金額)が低い世帯。 ※低い世帯を優先。